



## ヘルパンギーナの警報発令について

「感染症発生動向調査に基づく流行の警報および注意報システムによる情報提供要領」に基づき、本日、ヘルパンギーナの警報を発令しますのでお知らせします。

なお、この発令は週単位で行い、基準値を超えている場合は継続して発令し、基準値を下回った時に解除します。

### 発令年月日と発令地域

発令年月日：令和5年6月22日(木)

発令地域：県内全域

### 県内の状況(定点当たり患者数)

保健所	県合計	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島
患者数	6.89	7.75	7.13	5.00	6.67	2.50	10.25	9.00

令和5年第24週(6月12日から6月18日まで)の定点医療機関からの患者数の報告を集計した結果、「開始基準値：6(定点あたり)」を超える保健所(大津市、草津、東近江、長浜、高島)管内人口の合計(約1,112千人)が、県人口全体の30%(約422千人)を超えたため、警報発令基準に該当しました。

ヘルパンギーナについては、感染症法に基づく小児科定点からの患者報告数が全国的にも多い状況が続いており、滋賀県においては、第21週(5月22日から5月28日まで)から定点あたり1を超え、その後、急増しています。

### 参考)保健所管内ごとの人口

保健所	県合計	大津市	草津	甲賀	東近江	彦根	長浜	高島
人口	1,406,648	345,369	351,136	140,691	223,970	153,508	147,225	44,749

出典：統計課『滋賀県の人口と世帯数』(令和5年5月1日現在)

### 警報発令基準

警報の「開始基準値：6(定点あたり)」を超える全ての保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%を超えた場合。

なお、警報の「終息基準値：2(定点あたり)」を超える全ての保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%未満になった時点で警報解除します。

## 参考情報

Q1 ヘルパンギーナとはどのような病気ですか？

コクサッキーウイルスやエコーウイルスなどを原因として、発熱および口腔粘膜に認める赤い水疱を特徴とする、夏季に患者が増加する感染症です。

Q2 どのような症状？

感染後2～4日に発症し、38～40℃の高熱、咽頭痛および口腔内の水疱などの症状を認めます。一般的に、経過は良好で、2～4日程度で解熱し、口腔内の水疱も消失していきます。

Q3 患者が多い年齢は？

例年、5歳以下の乳幼児を中心に流行します。ただし、成人などにおいても抵抗力が低下している場合は発症することがあります。

Q4 流行する時期は？

例年、5月頃より増加し、7月～8月に患者数が最も多くなります。

Q5 どのようにして感染するのですか？

患者が発症初期に排出する飛沫と呼ばれる咳をしたときの「しぶき」を、他者が吸い込むことによって感染する飛沫感染と、他者が患者の便に接触し、手洗いが不十分な場合にウイルスが経口的に感染する接触感染があります。

Q6 同居家族がヘルパンギーナと診断された場合の予防方法は？

ワクチンはないので、感染経路を遮断するために対策を行います。

飛沫感染を防ぐために、咳などの呼吸器症状がある方の近くでは、飛沫を吸い込まないようにすることが大切です。例えば、症状がある方のマスク着用は飛沫感染を防ぐ有効な手段です。

接触感染を防ぐために、流水と石鹸を利用して手洗いすることが大切です。ヘルパンギーナの原因ウイルスは、アルコールによる消毒効果が高くないため、特におむつの交換など便を扱ったあとは手洗いすることが対策において大切です。また、手洗い後に利用するタオルは、共同利用を控えてこまめに交換してください。

Q7 治療方法は？

特別な治療方法はありませんので、症状を緩和させるために薬剤が処方されることがあります（対症療法）。また、口腔内の水疱による痛みがあるために食事がとれないことがあるので、十分に水分を補給することが大切です。水分補給ができない場合は、脱水状態となる可能性があるため医師へご相談ください。

Q8 学校保健安全法により学校等への出席停止の対象疾患か？

学校保健安全法においてヘルパンギーナは明確な出席停止対象とはされていません。

Q9 夏風邪と言われる疾患には他に何がある？

ヘルパンギーナ、手足口病と咽頭結膜熱（プール熱）は、夏に乳幼児で流行する感染症として知られており、3大夏風邪と表現されることがあります。

Q10 前回の警報発令は？

前回は平成28年7月に発令しています。  
平成29年以降は発令ありません。

Q11 定点あたり報告数とは？

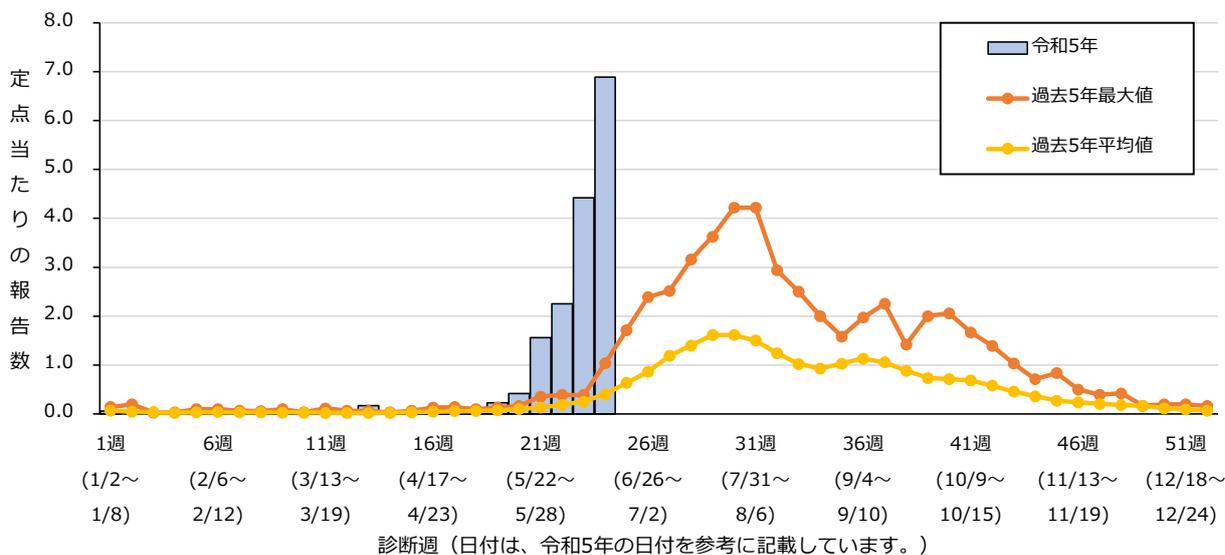
人口および医療機関の分布等を勘案して滋賀県が定めた患者定点（医療機関）で患者を診断した場合に、週単位で保健所へ報告される感染症を定点把握疾患と言い、報告された患者数を患者定点の数で除した値を「定点あたり報告数」と言います。

Q12 警報発令基準は？

各疾患について保健所管内毎の定点あたり報告数を算出し、定点あたり報告数が警報の「開始基準値」以上である保健所の管内人口の合計が、県人口全体の30%を超えている場合、県全域に警報を発令します。

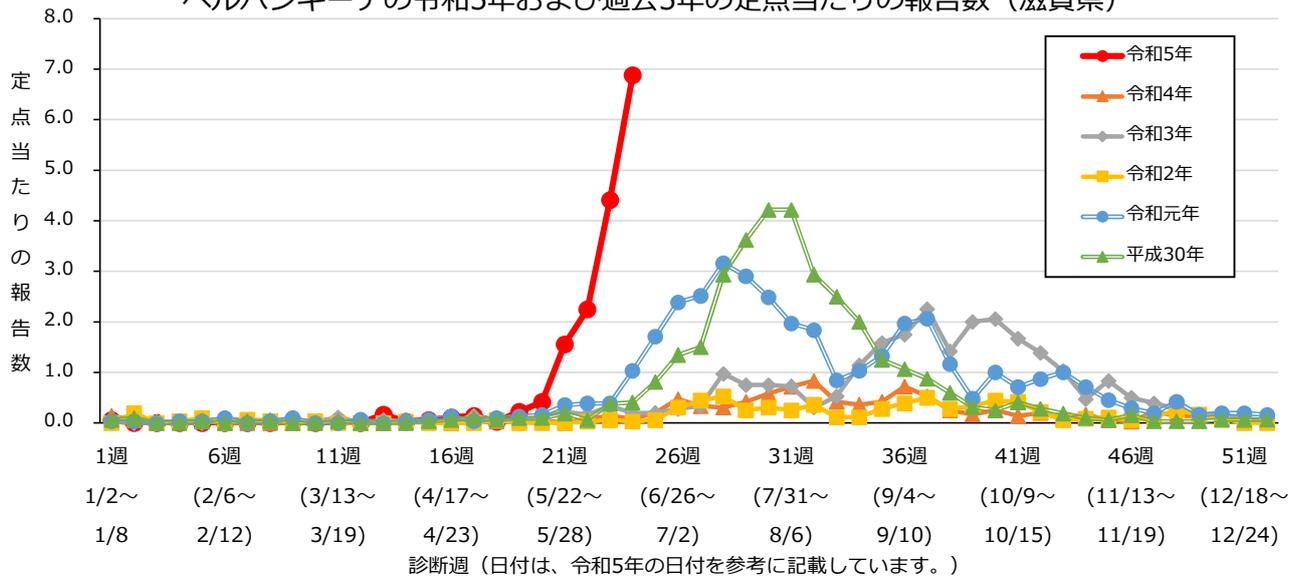
### 滋賀県におけるヘルパンギーナの発生状況

ヘルパンギーナの令和5年の定点当たりの報告数（滋賀県）

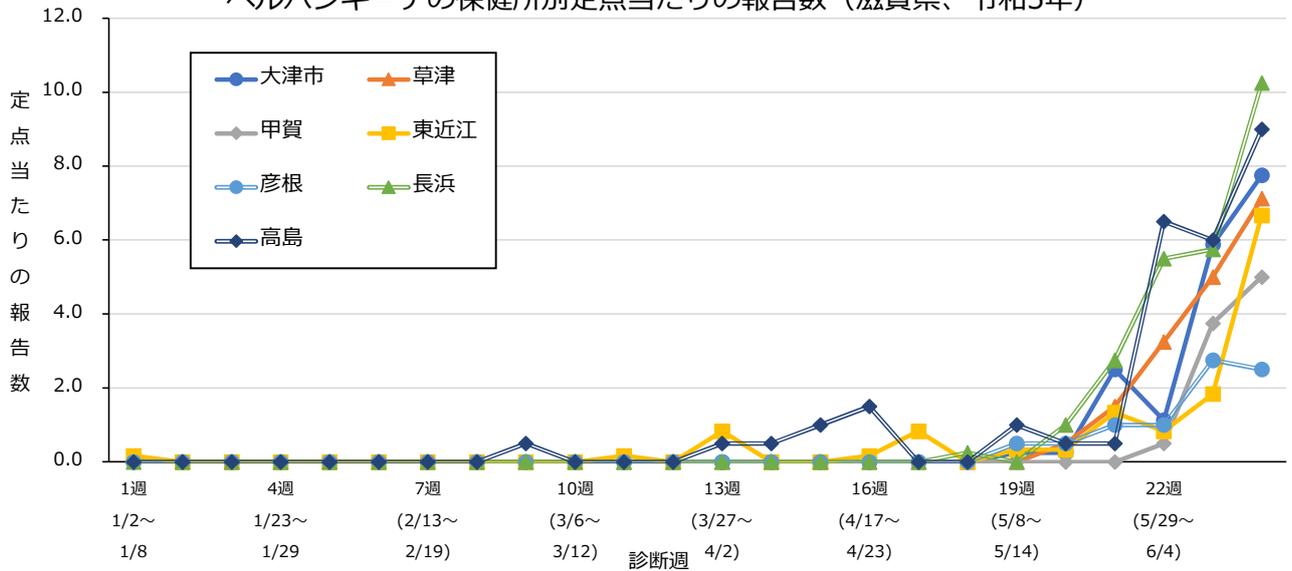


(過去5年最大値は、過去5年間の同週の最大値を利用。過去5年平均値は、過去5年間の前週、当該週、後週の合計15週の平均を利用。)

ヘルパンギーナの令和5年および過去5年の定点当たりの報告数（滋賀県）



ヘルパンギーナの保健所別定点当たりの報告数（滋賀県、令和5年）



資料提供：滋賀県感染症情報センター